

総財公第 10 号
総財営第 2 号
総財準第 4 号
平成 28 年 1 月 26 日

各都道府県総務部長
各都道府県企業管理者
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務、財政局長
各指定都市企業管理者
各指定都市議会事務局長
各企業団企業長

〕 殿

総務省自治財政局公営企業課長
(公 印 省 略)
総務省自治財政局公営企業経営室長
(公 印 省 略)
総務省自治財政局準公営企業室長
(公 印 省 略)

「経営戦略」の策定推進について

公営企業については、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められます。

このような中、公営企業が住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、総務省では、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することを要請しているところです（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付け総財公第 107 号、総財営第 73 号、総財準第 83 号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知。))。

また、平成 32 年度までの「経済・財政再生計画」（経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）第 3 章をいう。以下同じ。）では、公営企業について、地方財政をめぐる厳しい状況を踏まえ、「経営戦略の策定等を通じ、経

営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る。」こととされ、更に、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議決定。以下「改革工程表」という。）では、その改革の成果を図る指標として「収支赤字事業数」の減少や「経営戦略」の策定率が設定されているところです。

これらのことを踏まえて、「経営戦略」の策定を支援するため、今般、総務省においては、「経営戦略策定ガイドライン」を取りまとめるとともに、「経営戦略」の策定に要する経費等に対する地方財政措置を新たに講じることとしたところです。

各地方公共団体におかれては、下記の内容に御留意の上、「経営戦略」の策定に適切に取り組み、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化等に努められるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く）に対しても、この旨通知していただくとともに、適切な御助言をお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 策定の推進について

改革工程表においては、「経営戦略」の策定率を平成 32 年度までに 100%とすることとされており、全ての事業において、この期限までに「経営戦略」を策定することが求められる。特に、経済・財政再生計画の集中改革期間である平成 28 年度から平成 30 年度までの間は、「経営戦略」の策定について、2. (2) のとおり地方財政措置を講じ、集中的に推進することとしているので、早期に取り組むことが求められる。

2. 支援措置について

(1) ガイドラインの策定

今般、「経営戦略」の策定に当たっての実務上の指針として、「経営戦略」に関する基本的考え方、「投資試算」及び「財源試算」の将来予測方法、経営健全化及び財源確保の具体的方策、各事業の特性を踏まえた策定上の留意点並びに「経営戦略のひな形様式」等を「経営戦略策定ガイドライン」として取りまとめたところであり、策定に当たっては実効性のある「経営戦略」となるよう参考とされた（別紙 1 参照）。

(2) 地方財政措置

「経営戦略」の策定に要する経費（公営企業の経営に精通した人材を活用した経営支援活動に要する経費を含む。）について、平成 28 年度から平成 30 年度までの間、特別交付税措置を講じることとしている（別紙 2 参照）。

3. 都道府県による取組について

都道府県においては、市区町村の「経営戦略」の策定状況及び内容等を適切に把握し、取組の具体性や収支改善の実現性等について十分に検証を行い、実効性のある「経営戦略」となるよう必要な助言等を行うことが求められる。また、「経営戦略」の策定及び同戦略に基づく経営健全化等の取組が着実に実施されるよう、先進事例の紹介、経営健全化に精通した人材のあっせん等の支援を行うことが適当である。

さらに、広域行政を担う主体として、市区町村間の広域的な連携の取組が積極的に推進されるよう、必要な助言や情報提供等の支援を行うことが望ましい。

4. 国による策定状況等のとりまとめ、情報提供について

総務省においては、「経営戦略」の策定の推進に資するよう、毎年度、「経営戦略」の策定状況等を調査し、その結果をとりまとめ、個別団体ごとに公表することとしているので、活用されたい。

5. その他

水道事業の高料金対策及び下水道事業の高資本費対策に要する経費に係る地方交付税措置を講じるに当たっては、平成 29 年度から「経営戦略」の策定を要件とする予定であることに留意されたい。